



# 正副会長の活動状況

## — 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

須藤 雄一

### はじめに

4月から会務活動が始まり、委員会等の立ち上げもようやく済むと言った状況で早くもその報告をします。何を報告すべきかの情報もほとんど蓄積されていないことをご理解頂きながら報告させていただきます。

前年の10月末から始まった次年度会務検討委員会は、毎週火曜日の10時から17時まで東京倶楽部ビルの14A会議室で開かれました。毎週ですから相当の頻度と思われそうですが、翌年4月からの会務はそれ以上であり、語弊はあるものの、次年度会務検討委員会は、ある意味ならし運転と言っても遠からずか、と思います。

この委員会では、委員長福田伸一先生の主導の下、前年度の各種委員会等の活動について説明等から始まり、次年度担当することになる委員会等について質疑応答をさせていただき、徐々にその雰囲気をつまみます。

さらに、この委員会では、次年度の4月に向け、事業計画、予算案の検討、執行理事の選任等、様々な準備が行われます。

私の担当は、知的財産経営センター、コンプライアンス委員会、綱紀委員会、審査委員会、不服審議委員会、紛議調停委員会、処分前公表審議委員会、関東支部となりました。

### 【知的財産経営センター】

知的財産経営センターは、前年度に5事業本部173名の人員で立ち上げられ、価値評価事業の推進、中小企業の知財経営に対する持続的な支援等を効率的、有機的に行うものとして展開されました。今年度は、前年度の状況も踏まえ、より効率的、有機的な活動を行

うために従来の5事業本部を3事業本部に集約して125名の人員で立ち上げ、成果達成に向けて行動しています。今年度は、経営センターでの知財価値評価書等、コンサルを一般会員それぞれが持ち帰り、自らの仕事にすることができるようにすることを中心課題としています。このことにより会員の周辺業務の拡大を図ることができると共に、中小企業に知的創造サイクルを定着させることも可能となり、我が国産業の発達に大きな流れを作ることができます。

### 【コンプライアンス委員会】

この委員会は、弁理士会の自治規律維持のために弁理士倫理上の様々な問題を検討すると共に、会員に対する苦情申し立てにも応じます。弁理士倫理上の様々な問題としては、産業構造審議会の弁理士制度小委員会での指摘等があります。今年度は、弁理士事務所や特許業務法人での情報管理の在り方についての検討指摘がありました。その他、補助者の在り方、苦情申し立ての会長室の関与の意義、広告ガイドラインの検討等を行います。苦情申し立てについては、減少しており倫理研修の効果が出ているものと思われます。広告ガイドライン等については、作成から時間が経過し、様々な形態の広告が新たに出現しているため、これらに応じて改める必要があります。

### 【綱紀委員会】

この委員会は、会長の請求に応じて、会員に係る会則49条第1項に該当する事実の有無を調査し、また、綱紀に関する意見の具申等を職務とします。会則49

条第1項に該当する事実は、会員が弁理士法、会則等に違反した場合、弁理士たるにふさわしくない重大な非行があった場合において、本会の秩序又は信用を害したときになります。この委員会の議論によって処分請求された会員に関し、該当する事実が有ると判断されることは重大です。このため、部会の結論を全体会議で議論し、より透明性を担保します。今年度は、新たな処分請求も加わりスタートしています。処分請求が無いのが理想です。

#### 【審査委員会】

この委員会は、綱紀委員会による調査により処分事由該当事実ありの判断がされたとき等に、会長からの送致により、これを審査し、決議を行います。審査部の決議に対して異議の申し立てがあった場合は、覆審部が再審査を行います。審査部の決議により処分量定が決定されます。今年度は、第1～第5審査部の委員及び外部委員、外部覆審部員を含め27名でスタートしました。

#### 【不服審議委員会】

この委員会は、処分請求人からの不服申し立てがあったとき、会長の請求により事案の調査を行います。処分請求の結果、事実がない旨の通知を受けることもあり、処分請求人に再度申し立ての機会を与えます。今年度は、外部委員を含め5名でスタートしました。委員の少ない委員会ですが、少数精鋭により精度の高い審議を目指します。

#### 【紛議調停委員会】

この委員会は、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他の関係人の請求により、調停を行います。今年度は、調査部、第一～第三担当委員会を含め、11名でスタートしました。

#### 【処分前公表審議委員会】

この委員会は、昨年度新設され、処分の手続に付された事案について会長から審議の請求があったとき処分前において公表すべきか否かを審議します。公表により、預かり金に関して被害が拡大することを防止します。今年度は、10名でスタートしました。審議の請求があったときは、関係会員から弁明の要望を聞き、弁明を受けてその後審議します。審議期間のスケジュールがタイトでありながら慎重を極める必要があり、審議は困難を伴います。

#### 【関東支部】

関東支部は、7000名を超える会員数で最大の支部になります。本年度は、鈴木一永支部長の下でスタートしています。関東支部は、東京都を含めて1都7県にまたがり、その範囲は広大です。関東支部役員会は、41名で構成されています。5月に日本弁理士会執行部役員との語る会が開かれ、今年度の方針の摺り合わせ等が行なわれました。関東支部は、規模からして影響力は多大であり、その活動により知財を関東の津々浦々にまで行き渡らせ、ひいては日本全国に影響を拡大させ、日本経済の活性化に貢献して頂きたいと思えます。